

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町及び小山町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明に対する住民からの相談を補助すること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲を構成する各市町は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲を構成する各市町又は乙いずれか一方からこの協定終了又は改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令（甲の条例、規則等を含む。）の定めるところによるほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を13通作成し、甲乙双方記名押印の上各自その1通を所持する。

平成21年4月1日

(甲) 沼津市御幸町16番1号

沼津市長 栗原裕康



熱海市中央町1番1号

熱海市長 齊藤栄



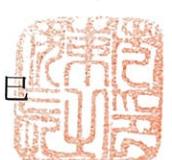
三島市北田町4番47号

三島市長 小池政臣



伊東市大原二丁目1番1号

伊東市長 佃弘日



御殿場市萩原483番地

御殿場市長 若林洋平



裾野市佐野1059番地

裾野市長 大橋俊二



伊豆市小立野38番2号

伊豆市長 菊地豊



伊豆の国市長岡340番地の1

伊豆の国市長 望月良和



田方郡函南町平井717番地の13

函南町長 芹澤伸行



駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町長 山本博保



駿東郡長泉町中土狩828番地

長泉町長 遠藤日出夫



駿東郡小山町藤曲57番地の2

小山町長 高橋宏



(乙) 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

静岡県土地家屋調査士会



会長 木村保成